

議 長	局 長	次 長	係 長	係 長	課 員	担 当

第 30 回議会改革推進会議 会議記録簿

開 催 日	平成 28 年 4 月 12 日 (火)	場 所	特別会議室
開催時間	午後 1 時 30 分～午後 2 時 14 分	休憩時間	時 分～ 時 分
			時 分～ 時 分
出席委員	全 員 ・ 欠 席 名 (委員、 委員、 委員)		
その他 出席者		事務局 出席者	澤口道夫事務局長、及川忠則次長、 皆川賢司係長、長内紳悟主査

(適用・要旨)

進行：座長 中平浩志議長

○協議案件

(1) 議員定数の適正化について

・協議等の場「議会のあり方検討会議」の設置を提案する。議員定数について結論を出す前段として、全議員で結論を出すためにはどのような形で方向付けしていくかを協議・調整するために設置したい考えである。単に特別委員会を設置し、とにかく結論を出すことを目的に議論する前に、まずは認識共有したいという思いからである。(中平浩志議長)

・「議会のあり方検討会議」は定数・報酬だけに限ったものでなく、政務活動費など議員身分に関するような課題等にも目的幅を持ったものかどうか。(山口健一委員)

→その他諸課題の検討については、まずは議会改革推進会議が一旦検討の受け皿となれる。

「議会のあり方検討会議」は、議会基本条例第 23 条、第 24 条の定数改正及び報酬改定に係る検討に資する協議等に特化している。(事務局 長内)

・「議会のあり方検討会議」での協議調整がつかないまま、話が一向に前に進まない可能性も懸念される。そうした場合、協議調整中を理由に、定数条例改正等の発議案の提出は抑制されてしまうのか。(高屋敷英則委員)

→地方自治法と会議規則の関係から、議員の議案提出権は常時担保されている。また、協議等の場という性質上からも、議員定数に関して何かしらの拘束力、決定権を有しているものではない。(事務局 長内)

・「議会のあり方検討会議」は議長招集以外に議員による招集請求は可能かどうか。(高屋敷英則委員)

→本会議・委員会のように何かしらの意思決定を行う場ではない性質上から、招集権者が故意的、遅延的に開かないという事態を想定していない。議会として協議調整を行う必要がある事態となれば招集されるものとする。（事務局 長内）

・発議案を提出したいといった緊急を要する場合、議員請求による「議会のあり方検討会議」の招集を担保しておく必要があるのではないか。（高屋敷英則委員）

→発議案を提出したいがために「議会のあり方検討会議」を開催したとしても、そこで発議案提出の良し悪しを協議・決定する場にはならない。

そもそも「議会のあり方検討会議」の役割は、議員定数の改正にあたって議会基本条例第23条が規定する内容に沿った検討がしっかりなされるよう、対話による検討プロセスのデザインを行うことである。定数改正が必要かどうかあるいは適正な議員定数は何人なのかを協議・決定する場ではなく、人口・面積・財政力等に照らし合わせて、こういったアプローチで検討を加え、そこに意味づけ・重み付けをしていくことが定数改正の検討にあたって必要なかどうか協議・調整を行う場と理解いただきたい。（事務局 長内）

・発議案の提出にあたっては、「議会のあり方検討会議」の場で説明し、あるいは皆の意見を伺うなど一応の手続きを踏んだ形でやらないと後々感情的になりかねない。できるだけ合意形成を図っていく努力はしていくべきだと思う。（高屋敷英則委員）

・議会活動チェックシートに基づき、結論の目標を平成29年7月に設定していることから、スケジュール的な部分を全議員で推し量りながら協議を進めていくしかないのではないか。（澤里富雄委員）

・発議案を提出したい場合は、招集権者である議長に相談のうえ開催協議すればよいことではないか。（佐々木栄幸委員）

・「議会のあり方検討会議」では、人口・面積・財政力等の各種資料を集め勉強しながら検討を進めていくものとする。そのなかで合意形成が図られていけば自ずと会派共同提案による発議案提出の可能性も出てくる。ただそれは理想的であって、いつまでも合意形成が図られずにそれぞれの思いが一致しないのであれば、その際には各会派の動きでもって発議案の提出がなされ、最終的には本会議でもって議論がなされるものとする。（澤口事務局長）

・理想的にいかない可能性が大きいので、検討の進め方についてはケースバイケースでやっていかなければならないと考える。（高屋敷英則委員）

→これまでの定数議論が、最初から定数削減に賛成か反対かの討論モードの空中戦や手続き論に終始し、対話モードで議員定数を考える上で久慈市議会として大切にしなければならないものはどこか、何かといったような共通基盤の構築が図られてこなかったという反省の上に立って、今回はまず対話モードで検討に臨みましょうという議長提案となっている。（事務局 長内）

・議会基本条例第23条、第24条を担保するための会議として良いと思う。議員それぞれ違う

考え方があってしかるべきだし、その都度、次回の会議ではどの辺を話し合おうという
ことをその場で議論していくということも良いと思う。議員定数に限っては会派単位ではなく
個人に拠る所が大きいので、全議員で協議を進めることも良いと思う。せっかくかだつて会議
というワークショップ形式の話し合いを取り入れているのだから、議員同士で小グループにな
ってワークショップを取り入れながら進めていくことによって、個人個人の考え方の意味合い
の理解も進むと思う。そうしていくことによって、切羽詰まった形での発議案提出という事態
にはならない気がするし、終局的には市民への説明責任が立つものになってくると思う。目標
期限も決まっていることから、いたずらに会議を伸ばす事態にはならないと思う。その際
にはそれぞれ発議案提出があつてしかるべきだと思う。今回の会議設置は非常に必要なことと思
う。(濱欠明宏委員)

・本日の協議を踏まえ、予定される5月臨時会議への会議規則改正の発議案提出に向けて事務
手続きを進めていく。なお、発議案提出にあたっては改めて会派代表者協議会を経て会派共同
提案で発議することとする。

(2) その他

・久慈高、久慈東高両校の校長、副校長を正副議長が訪問し、議会と高校生の意見交換の場
について概ね了解をいただいたことから、今後、18歳選挙権や地域課題などどういったアプ
ローチが良いか検討を進めていくこととする。なお、開催目途を夏休み期間中に置き、早
めに検討を進めていく。